

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十二月二十二日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十号

奈良県新公会堂管理規則の一部を改正する規則

奈良県新公会堂管理規則（昭和六十三年十月奈良県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

別表映写設備の項の次に次のように加える。

設		備																														
基本設備	一式	三二、五〇〇円	アイスクリームフリーザー	一台	六、二九〇円	フードプロセッサ	一台	二八〇円	フードスライサー	一台	九三〇円	卓上ミキサー	一台	二七〇円	スパイラルミキサー	一台	一、五五〇円	ミキサー	一台	一、四七〇円	冷凍粉碎調理器	一台	一、一三〇円	スチームコンベクションオーブン	一台	二、九三〇円	ロテイスアリーオーブン	一台	七、五四〇円	ガスフライヤー	一台	二七〇円

三号) 附則第二項及び第三項の規定に基づき、この条例の施行の日前において行う施設、設備等の使用の承認の申請及び使用承認書の交付については、この規則による改正後の奈良県新公会堂管理規則の規定の例による。